

京都市教育委員会告示第3号

平成28年6月21日京都市教育委員会告示第5号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）を平成29年10月10日から廃止します。

平成29年10月6日

京都市教育委員会
(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)